

～給与勧告の仕組みと今回の報告のポイント～

令和 2 年 10 月  
岩手県人事委員会

# 目次

|   |            |   |
|---|------------|---|
| 1 | 給与勧告の対象職員  | 1 |
| 2 | 給与勧告の手順    | 2 |
| 3 | 今回の報告のポイント | 3 |

# 1 給与勧告の対象職員

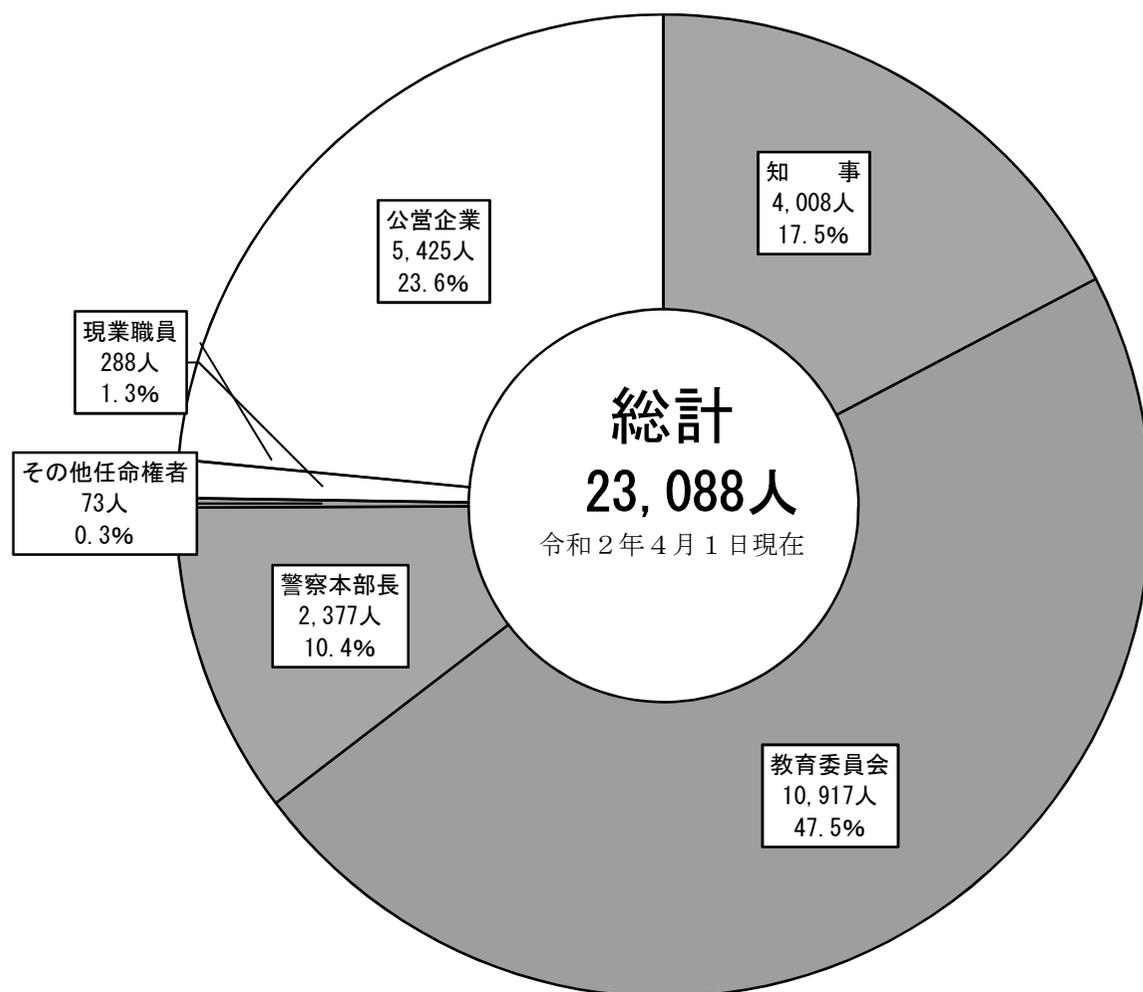
岩手県には、令和2年4月1日現在23,088人の常勤職員がいます。そのうち、人事委員会の給与勧告の対象となるのは、公営企業（医療局、企業局）職員及び現業職員を除いた17,375人です。

## 勧告対象職員数 17,375人

（任命権者別内訳）

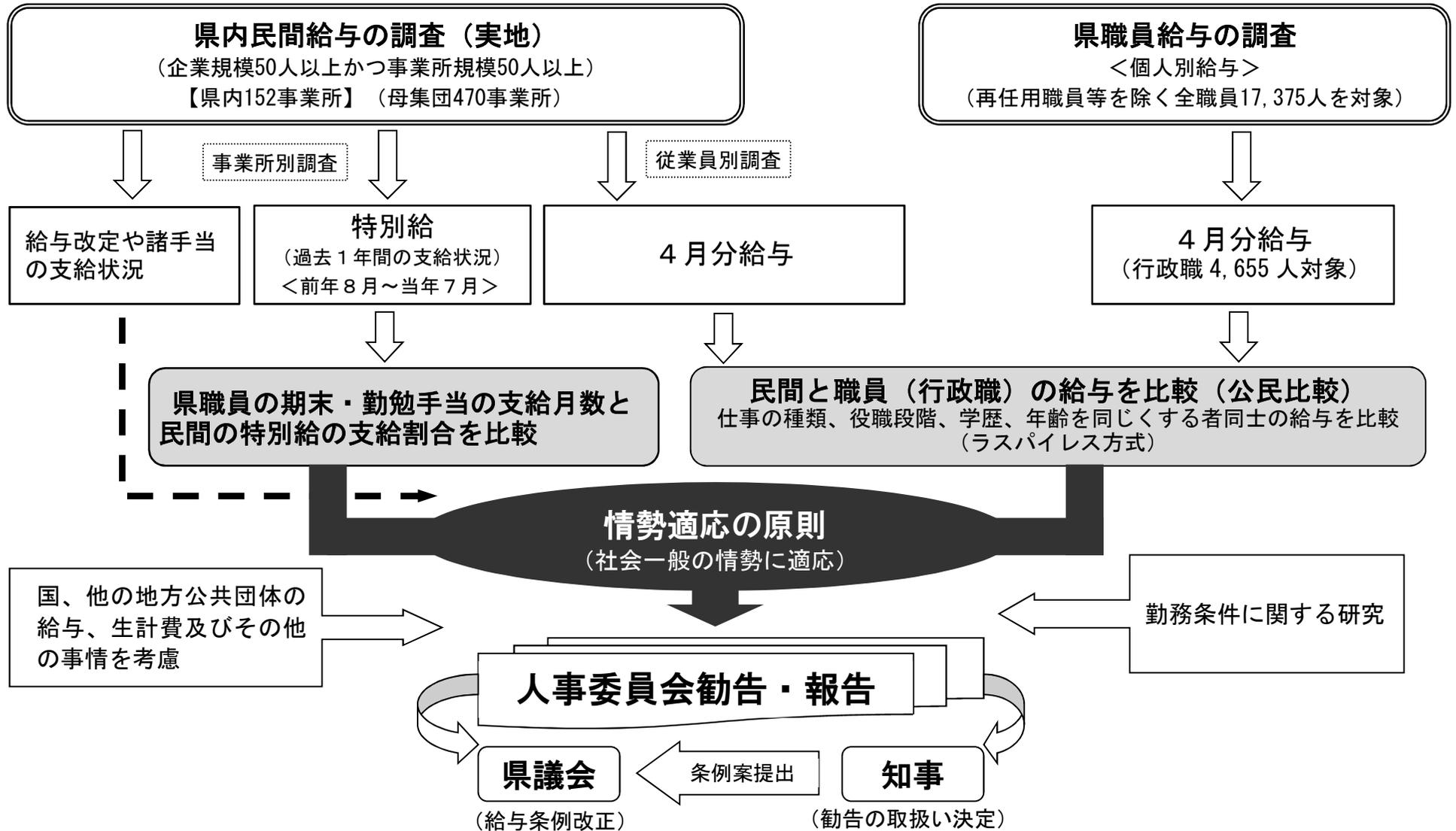
|         |         |
|---------|---------|
| 知事      | 4,008人  |
| 教育委員会   | 10,917人 |
| 警察本部長   | 2,377人  |
| その他任命権者 | 73人     |

※ 公営企業職員及び現業職員の給与は、給与の種類及び基準のみ条例で定められ、具体的内容は、労使交渉を経て、知事等の規則若しくは企業管理規程又は団体協約において定められます。



## 2 給与勧告の手順

県職員と民間の給与を調査した上で、月例給については、県職員と民間の4月分の給与を精密に比較して得られた較差を解消することを、特別給（ボーナス）については、民間の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に県職員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを、それぞれ基本とし、国及び他の地方公共団体の給与等を総合的に勘案し勧告を行っています。



### 3 今回の報告のポイント

期末手当・勤勉手当は、改定しないことが適当としました。  
月例給については、別途必要な報告・勧告を予定しています。

#### 期末手当・勤勉手当

○ 職員の年間支給月数（4.45月）が、民間の年間支給月数（4.44月）とおおむね均衡していることから、改定しないこととしました。

（参考） 最近の実施状況

|        | 期末手当・勤勉手当（ボーナス） |           | （参考）月例給     |
|--------|-----------------|-----------|-------------|
|        | 年間支給月数（月）       | 対前年比増減（月） | 給与改定率（％）    |
| 平成22年度 | 3.95            | △0.20     | -           |
| 平成23年度 | 3.95            | -         | △0.37       |
| 平成24年度 | 3.90            | △0.05     | -           |
| 平成25年度 | 3.90            | -         | -           |
| 平成26年度 | 3.95            | 0.05      | 0.25        |
| 平成27年度 | 4.15            | 0.20      | 0.20        |
| 平成28年度 | 4.30            | 0.15      | 0.14        |
| 平成29年度 | 4.35            | 0.05      | 0.14        |
| 平成30年度 | 4.45            | 0.10      | 0.17        |
| 令和元年度  | 4.45            | -         | 0.13        |
| 令和2年度  | 4.45            | -         | （別途報告・勧告予定） |